



鳥取県公報

平成14年7月5日(金)
第7397号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (370) (県民活動推進課) 1
	都市計画事業の事業計画の変更の認可 (371) (住宅環境課) 1
	国土調査の成果の認証 (372) (耕地課) 2
	土地収用法による事業の認定 (373) (管理課) 3
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 3
	一般競争入札の実施 (3件) (教育委員会事務局高等学校課) 5
雑 報	鳥取県市町村職員共済組合に係る平成13年度の決算の要旨 (市町村振興課) 11

告 示

鳥取県告示第370号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成14年8月26日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請のあった年月日
平成14年6月26日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人グリーンスポーツ鳥取
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
ニール スミス
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
鳥取市桂見831-14
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対して、スポーツの啓発普及、競技者指導者及びボランティアなどの育成、スポーツ施設の管理運営などの事業を行い、以てスポーツの振興及び子供の健全育成に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第371号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可し

たので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 施行者の名称

岩美町

2 都市計画事業の種類及び名称

岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道

3 事業施行期間

平成3年2月22日から平成18年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

削除する部分 岩美郡岩美町大字大谷字清水、字中町田屋敷、字東町田屋敷、字西日比野屋敷、字日比野浜、字中日比野屋敷、字中日比野浜、字東日比野屋敷、字東日比野浜、字一本松、字堀端、字東町田浜、字石橋(一)、字西町田屋敷、字西町田浜、字中町田屋敷、字中町田浜、字西町田、字中町田、字日比野山、字東町田、字日比野、字下高縄手、字高縄手、字石佛、字柳ヶ坪及び字大坪の一部並びに大字岩本字新開、字沓井屋敷、字下屋敷、字屋敷、字箱田、字下沓井、字上沓井、字新蔵、字茶屋前、字天縄、字田江、字中縄手及び字鳥縄手の一部

(2) 使用の部分

追加する部分 岩美郡岩美町大字大谷字清水、字中町田屋敷、字東町田屋敷、字西日比野屋敷、字日比野浜、字中日比野屋敷、字中日比野浜、字東日比野屋敷、字東日比野浜、字一本松、字堀端、字東町田浜、字石橋(一)、字西町田屋敷、字西町田浜、字中町田屋敷、字中町田浜、字西町田、字中町田、字日比野山、字東町田、字日比野前、字下高縄手、字高縄手、字石佛、字柳ヶ坪及び字大坪の一部、大字岩本字新開、字沓井屋敷、字下屋敷、字屋敷、字箱田、字穴以後、字松葉、字町ノ上、字久松屋敷、字八反田及び字今伊勢の一部並びに大字本庄字笠田及び字中村の一部

鳥取県告示第372号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
八 東 町	平成12年度から 平成13年度	八東町(大字鍛冶屋及び大字用呂の各一部)の地籍図及び地籍簿	八頭郡八東町大字鍛冶屋及び大字用呂の各一部	平成14年7月5日
淀 江 町	平成12年度から 平成13年度	淀江町(大字西尾原、大字福頼及び大字平岡の各一部)の地籍図及び地籍簿	西伯郡淀江町大字西尾原、大字福頼及び大字平岡の各一部	〃

大 山 町	平成12年度から 平成13年度	大山町（唐王、清原、野田、 荘田、妻木及び富岡の各一 部）の地籍図及び地籍簿	西伯郡大山町唐王、清原、 野田、荘田、妻木及び富 岡の各一部	”
-------	--------------------	--	--------------------------------------	---

鳥取県告示第373号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 起業者の名称
鳥取市
- 2 事業の種類
古海墓苑造成事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分 鳥取市古海字下池ノ内ノ一地内
(2) 使用の部分 鳥取市古海字下池ノ内ノ一地内
- 4 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
鳥取市尚徳町116
鳥取市役所

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 業務の概要
 - (1) 業 務 名 県立境港総合技術高等学校教室・海洋・福祉棟新築工事設計委託業務
 - (2) 業務内容

本件業務は、境港市竹内町の県立境港総合技術高等学校のAに掲げる教室・海洋・福祉棟の新築工事に係る実施設計業務（建築設備工事、外構工事及び附帯工事並びにイに掲げる既存建物の解体工事に係るものを含む。）である。

- | | |
|-------------|--------------|
| ア 教室・海洋・福祉棟 | 鉄筋コンクリート造4階建 |
| | 建築面積 1,347㎡ |
| | 延べ床面積 4,593㎡ |
| イ 既存建物 | 鉄筋コンクリート造3階建 |
| | 建築面積 578㎡ |
| | 延べ床面積 1,732㎡ |

- (3) 履行期間 平成14年7月から平成15年1月20日まで
(4) 予定価格 26,404,350円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 県内に本店を有する者であること。
(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(3) 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
(4) 平成12年鳥取県告示第665号(測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)又は平成13年鳥取県告示第695号(測量等業務の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札参加資格のうち建築関係建設コンサルタント業務に係るものを有すること。
(5) 平成14年7月5日(金)から同月15日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
(6) 建築士法第4条の規定による一級建築士の免許を受けている者を5名以上有すること。
(7) 平成5年度以降に業務が完了し、成果品を納入している昭和54年建設省告示第1206号(建築士法第25条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準)別表第1の第2類の建築物(庁舎及び事務所並びにこれらに類する建築物に限る。)又は第3類の建築物であって1棟の延べ床面積が2,000平方メートル以上のもの(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものに限る。)の建築設計業務を実施した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として実施した実績については、構成員の均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。
(8) 本件業務の実施期間中、建築士法の規定による一級建築士として5年以上建築設計業務に携わった経験を有する者を管理技術者として配置できること。

3 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の交付

技術資料作成要領は、平成14年7月5日(金)から同月15日(月)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/koukyoukouji.htm/nyuusatujouhou/doboku/mokuji.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次より直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成14年7月5日(金)から同月15日(月)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220	鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)
鳥取市立川町六丁目176	鳥取県鳥取地方県土整備局総務課(東部総合事務所内)
八頭郡東家町大字郡家100	鳥取県八頭地方県土整備局総務課(八頭総合事務所内)
倉吉市東巖城町2	鳥取県倉吉地方県土整備局総務課(中部総合事務所内)
米子市鞆町一丁目160	鳥取県米子地方県土整備局総務課(西部総合事務所内)
日野郡日野町根雨730	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課

(2) 技術資料の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイに同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県県土整備部管理課建設業係(鳥取県庁本庁舎5階)

ウ 提出方法

持参すること。

(3) 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県県土整備部管理課建設業係（電話番号0857 - 26 - 7347）とする。

(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されることは限らない。

(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。

(4) 業務内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(6) 本件業務の落札者は、1の(4)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ア 液晶プロジェクター 25台

イ プラズマディスプレイ 2台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成14年10月1日から平成19年9月30日まで

(4) 納入期限

平成14年9月30日（月）

(5) 納入場所

鳥取市生山111 鳥取県立鳥取工業高等学校

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成14年7月5日(金)から同年8月19日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取工業高等学校

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒689-1103 鳥取市生山111

鳥取県立鳥取工業高等学校

電話 0857-51-8011

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年8月19日(月)午前10時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年8月16日(金)午後5時までとする。)

鳥取県立鳥取工業高等学校会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年8月2日(金)午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Liquid Crystal Projectors 25 sets and Plasma Displays 2 sets
- (2) August 2, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) August 19, 2002 10 : 00 AM : Time - limit for submission of tenders
August 16, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Technical High School 111 Shouzan Tottori - shi 689 - 1103 Japan TEL : 0857 - 51 - 8011

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

- ア 液晶プロジェクター 26台
- イ プラズマディスプレイ 1台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成14年10月1日から平成19年9月30日まで

(4) 納入期限

平成14年9月30日（月）

(5) 納入場所

鳥取市湖山町北三丁目250 鳥取県立鳥取湖陵高等学校

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。
- (3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。
- (4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (5) 平成14年7月5日（金）から同年8月19日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入

札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 0941 鳥取市湖山町北三丁目250

鳥取県立鳥取湖陵高等学校

電話 0857 - 28 - 0250

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年8月19日（月）午前10時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年8月16日（金）午後5時までとする。）

鳥取県立鳥取湖陵高等学校会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年8月2日（金）午後5時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Liquid Crystal Projectors 26 sets and Plasma Displays 1 set

- (2) August 2, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) August 19, 2002 10 : 00 AM : Time - limit for submission of tenders
August 16, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Tottori Koryo Senior High School 3 - 250 Kita Koyama - cho Tottori - shi 680 - 0941 Japan TEL : 0857 - 28 - 0250

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成14年7月5日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

ア 液晶プロジェクター 26台

イ プラズマディスプレイ 1台

(2) 借入物品の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成14年10月1日から平成19年9月30日まで

(4) 納入期限

平成14年9月30日（月）

(5) 納入場所

米子市博労町四丁目220 鳥取県立米子工業高等学校

(6) 入札方法

入札金額は、(1)のア及びイに掲げる物品の1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成14年鳥取県告示第64号（物品等の特定調達契約に係る競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格のうちリース、レンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品又はこれと同等の物品に係る相当数の納入実績がある者であること。

(4) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(5) 平成14年7月5日（金）から同年8月19日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立米子工業高等学校

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒683 - 0052 米子市博労町四丁目220

鳥取県立米子工業高等学校

電話 0859 - 22 - 9211

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成14年8月19日（月）午前10時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成14年8月16日（金）午後5時までとする。）

鳥取県立米子工業高等学校応接室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成14年8月2日（金）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Liquid Crystal Projectors 26 sets and Plasma Displays 1 set

(2) August 2, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) August 19, 2002 10 : 00 AM : Time - limit for submission of tenders

August 16, 2002 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Tottori Prefectural Yonago Technical High School 4 - 220 Bakuro - machi

Yonago - shi 683 - 0052 Japan TEL : 0859 - 22 - 9211

雑	報
---	---

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第2項の規定による報告を行ったので、同条第3項の規定により公告する。

平成14年7月5日

鳥取県市町村職員共済組合理事長 福 田 正 臣

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	計
4	31	4	18	57

2 組合員数及び給料月額は、次のとおりである。

組合員の種別	一般	特別職	市町村長	特定消防	任意継続	計
組合員数（人）	7,296	179	39	658	215	8,387
給料月額（百万円）	2,547	79	32	233	69	2,960
1人当たり給料月額(円)	349,047	442,812	829,076	354,365	321,899	

3 組合職員の数は、次のとおりである。

(単位：人)

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	10	7	57	3	2	79

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨

(単位：円)

経理区分	短期	長期	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資	基礎年金支払	
収	負担金	1,756,150	7,590,131	75,306	225,755					
	掛金	1,827,405	3,573,123		220,208					
	施設収入・商品売上					1,210,317				
	基礎年金交付金		1,106,219							
	利息及び配当金	727	649,167	56	195	98	181,795	8	1	
	その他の収入	210,842	4,655	16	111,050	45,754	488,692	200,159	8,435	416,610
	他経理から繰入			25,074		162,000				
入	前年度支払準備金	322,096								
	前年度繰越長期給付積立金		37,434,334							
	計	4,117,220	50,357,629	100,452	557,208	1,418,169	670,487	200,167	8,436	416,610
	給付	2,094,181	9,690,431							
役員給与			73,028	56,927	484,365	47,612	7,419			
旅費・事務費			3,503	5,296	9,589	2,912	2,020	821		
商品仕入					45,158					

支	飲食材料費					311,175				
	委託費			2,014	2,312	29,142	454			
	支払利息					21,788	97,859	173,192	5,290	
	連合会払込金	66,479	248,854					7,418		
	老人保健拠出金	819,140								
	退職者給付拠出金	377,743								
	基礎年金拠出金負担		2,397,391							
出	他経理へ繰入	12,537	12,537		162,000					
	その他の支出	352,436	273	22,088	149,085	440,694	19,744	3,053	450	416,610
	次年度支払準備金	326,703								
	次年度繰越長期給付積立金		38,008,143							
	計	4,049,219	50,357,629	100,633	375,620	1,341,911	168,581	193,102	6,561	416,610
差引	当期利益金又は 当期損失金 ()	68,001		181	181,588	76,258	501,906	7,065	1,875	

(2) 貸借対照表の要旨

資	流動資産	1,502,909	8,366,870	95,836	392,255	505,289	8,105,180	37,657	274,487	
	固定資産		29,641,274	298	605	3,056,903	4,706,637	8,691,297	91	
産	繰延資産					34,706				
	資産合計	1,502,909	38,008,144	96,134	392,860	3,596,898	12,811,817	8,728,954	274,578	
負	流動負債	151,614	1	331	10,694	170,100	12,043,541	380	3	
	固定負債	326,703		77,602	68,030	1,189,962	55,075	8,702,300	247,500	
債	負債合計	478,317	1	77,933	78,724	1,360,062	12,098,616	8,702,680	247,503	
資	資本剰余金			474		2,031,312				
	積立金		38,008,143							
	利益剰余金	1,024,592		17,727	314,136	205,524	713,201	26,274	27,075	
本	資本合計	1,024,592	38,008,143	18,201	314,136	2,236,836	713,201	26,274	27,075	
	負債・資本合計	1,502,909	38,008,144	96,134	392,860	3,596,898	12,811,817	8,728,954	274,578	